

災害時等における滋賀県道路公社所管施設の応急対策に係る 応援協力に関する協定書

滋賀県道路公社理事長(以下「甲」という。)と、一般社団法人滋賀県建設業協会会長(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した場合において、甲の所管する施設の応急対策に係る応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所管する施設(以下「公社所管施設」という。)において、大規模な被害が発生した場合、乙と応援協定を締結することにより速やかに緊急輸送道路として、交通の確保を図ることを目的とする。

(応援協力の内容)

第2条 第1条の規定に対する応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公社所管施設の供用を確保するための応急対応
- (2) 公社所管施設の供用を確保するための応急復旧

(要請)

第3条 甲は公社所管施設に対し、前条に定める応援協力が必要であると判断したときは、乙に必要な協力を要請することができる。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づき第2条に掲げる応援協力の要請があったときは、その趣旨に従い、乙に所属する協会員(以下「会員」という。)が所有する土木資機材労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条は、工事請負契約等を締結して行うものとする。

(損害の負担)

第6条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(甲、乙等の責務)

第7条 甲は、乙の応援協力が適切に行われるよう必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援協力に当たる協会員の編成および現場での業務の遂行を乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

3 会員は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払い従事するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による要請に係る事項の伝達のための連絡責任者として、甲においては道路部長を、乙においては事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲および乙は、第2条に掲げる応援協力の実施に当たり、詳細な指示、協議、途中報告などの情報伝達を行うためにそれぞれ連絡担当者を選任するものとする。

(細目協定の締結)

第10条 甲および乙は、的確な応援協力を行うために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めがない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県道路公社

理事長 嶋寺 源一

乙 滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号
一般社団法人 滋賀県建設業協会

会長 奥田 克実